

令和元年9月5日開会  
(第9回総会)

# 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第9回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年9月5日(木)
- 2 開会日時及び場所  
令和元年9月5日(木) 午後3時05分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年9月5日(木) 午後4時25分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	9番 馬場 保
10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進
18番 大久保信一	19番 小筏 正治		

(2)欠席者(1名)

8番 平野 利光

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第40号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第5 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第44号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

午後 3 時 05 分開会

○次長（増富 浩彦君） 引き続き、第 9 回の総会に移りたいと思います。

議事開始の前にお願います。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定してくださいますようお願いいたします。

本日は、平野委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規程による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆様方、農業者年金加入推進会議に引き続いてで、大変お疲れと思いますけど、ただいまから総会を開きたいと思います。

ただいまから、令和元年第 9 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定により、11 番、三浦委員、12 番、内田委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 38 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 8、議案第 44 号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてまでの議案 7 件となります。

それでは、議案第 38 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 2 ページをごらんください。

議案第 38 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年 9 月 5 日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書 3 ページ、受付番号 49 番から、議案書 6 ページ、受付番号 58 番まで、10 件の申請がっております。詳しくは別添 1 をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4 番 東 康敬君） 議席番号 4 番、東部調査会長の東です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号 49 番から 53 番です。

受付番号49番から52番は、耕作利便のために、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号53番は、雲仙市に移住をし、新規に農業を開始する案件です。譲り渡し人の方も平成29年に熊本から移住してこられ、今回の申請地を新規で取得をし、農業を開始されたのですが、諸事情で、今回、譲り受け人に譲られる申請が上がっております。東部調査会でも報告させていただきましたが、私が申請人ご本人と直接お話をさせていただき、今後は地元農業委員、推進委員も相談に乗り、指導等をしていけたらと考えております。

受付番号49番から53番について、現地調査並びに協議結果については、以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号49番から53番について、何かご質疑ありましたらお願いいたします。どうでしょうか、49番から53番。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、よろしくお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号54番から56番です。

受付番号54番は、後継者（孫）へ贈与する案件です。譲り受け人は雲仙市で948平米、島原市で6,485平米の作付面積を有しております。

受付番号55番は、後継者（子）へ贈与する案件です。

受付番号56番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号54番から56番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号54番から受付番号56番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか、54番から56番。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号57番から58番となります。

受付番号57番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号58番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号57番から58番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号57番から58番について、何かご質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

○議長（小筏 正治君） 馬場委員。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場ですけど、58番ですね、これ、所有権移転で、反当たり10万5,000円となっておりますが、これは間違いないということでしょうか。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか、調査会長。土地の価格は間違いないかということですけど。渡部委員、どうぞ。

○委員（7番 渡部 篤君） この土地は、この譲渡人が、もう管理ができないということで、もらってくれるじゃなし、もう10万円で。言えば、所有権移転をしてほしいということで、お願いのほうでやっております。

○委員（9番 馬場 保君） わかりました。

○議長（小筏 正治君） いいですか。

○委員（9番 馬場 保君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号49番から58番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第39号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番の協議を行う前に、申請人は無断転用地があり、日程第6、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号32番の追認申請も同時に申請されておりますので、先にそちらから協議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、先に審議いたします。

日程第6、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書13ページをごらんください。

議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は15ページ、受付番号32番です。詳しくは別添4をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第42号、受付番号32番の審議に入ります。

それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

受付番号32番は、農業用倉庫及び家畜用飼料ロールの保管場所として農業用施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振農用地内の農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しました。農振軽微変更については、令和元年8月14日に完了しております。

受付番号32番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号32番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうか、32番は。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号32番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第39号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案第39号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は8ページ、受付番号1番です。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第39号、受付番号1番の審議に入ります。

それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。中部調査会長、お願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号1番となります。

受付番号1番は、農業用資材置場として農業用施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地内の農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しました。農振軽微変更については、令和元年8月14日に完了しております。

受付番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第39号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第40号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページをごらんください。

議案第40号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

次のとおり農地法第5条の規定による許可処分の取消願があったので総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は10ページ、受付番号1番から受付番号2番の2件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、東部調査会関係分は受付番号1番です。

受付番号1番については、平成3年6月25日付で一般個人住宅に転用するため許可を受けていましたが、事業が着工されず、現在も農地として使用をされています。

受付番号1について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。  
以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号1番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） いいですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） それでは、事務局より補足説明いたします。

受付番号1番につきましては、平成3年に、その当時の土地所有者、申請者のお父様になるんですけども、この方が息子さんの家を建てるために転用されてたみたいなんですけども、実際は、この息子さんが別のところにおうちを建てられて、一応ここの農地がそのままになってたと。それを相続されたお兄様のほうはそれを知らずに、今までこういう状況になってたということで、固定資産税がちょっと高かったのので、そこで気づかれて、相談されて、こういうふうに取り消しを出されたという経緯でございます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 1番につきましては、ただいま事務局より説明がありましたとおりでございますけど、いいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、続きまして、中部調査会長よりお願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願申請について、中部調査会関係分は受付番号2番となります。

受付番号2番は、平成14年5月22日付で駐車場用地として転用許可を受けておりましたが、賃借人が計画を断念したため、許可処分の取り消しを申請されました。

受付番号2番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。  
以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号2番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） これは、平成14年から今までの間、全然、駐車場にして活用してなかったんですか。17年もたつのに……。



○議長（小筏 正治君） 調査会長、説明、どうでしょうか。

○委員（12番 内田 弘幸君） そうです。

○議長（小筏 正治君） では、松尾委員、どうぞ。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 説明いたします。

許可がおりてから今まで、全然、駐車場としては活用しておりません。

○議長（小筏 正治君） 駐車場としては使っていないということだそうですが。

○委員（6番 森崎 茂徳君） よくそのまま、しかし市のほうも黙っていましたね。

○議長（小筏 正治君） 事務局から詳しく説明をお願いします。

○次長（増富 浩彦君） この案件につきましては、ほかにも転用許可を取って手をつけてないところがあったとしても、本来なら、農業委員会の事務局として指導あたりをしていって、取り下げの方向を考えてくださいというような指導をするべきじゃないかということで今の事務局ではちょっと考えていますので、今後、こういうことが余りにもないように行きたいと思っております。

○委員（6番 森崎 茂徳君） この業者さんがですよ、こんな、15年ほどもほたっとく事態がおかしなです。その個人の人なら知らずにしとらすかもわからんけど、業者なんだから知っとるはずですね。それも自分たちが申請を出して、15年ほどもそのままにしとるというところがちょっと私は気に入らん。そういうことです。

○議長（小筏 正治君） ……。

○次長（増富 浩彦君） そうですね、でも、一旦転用許可を出したところについては、農業委員会としての取り下げを強制することはまずできない。

○委員（6番 森崎 茂徳君） しかし、活用をせんやったらできる。

○次長（増富 浩彦君） そうですね、そのときにでも、一旦許可を出してますので、そこはそのときの許可どおりのものにしてもらうか、取り消しをお願いするかということぐらいしか、指導的なものしかできないみたいですね。

○委員（6番 森崎 茂徳君） それとですね、こんな人がおったら今後、ある程度、考えるべきじゃないかなと私は思うんです。こんな長く、業者の人がですよ、こんなことされる方がおれば、ある程度、この人は昔、こんなことされたですよって、実績を残しておいてほしかですね。

○次長（増富 浩彦君） そのところはちょっと考えていきたいと思ってます。

○議長（小筏 正治君） 今、森崎委員が言われたことについては、私たち農業委員も転用を許可したところについては目配り気配りをしてですね、おかしかな、あそこは許可をしたけど、いつまでも田んぼにしているところを今から先は気づけていかなければならないと考えます。

○委員（15番 川内 幸徳君） 事務局に大体、進捗状況の報告はなかですか。

○次長（増富 浩彦君） 進捗状況の報告はですね、これ平成14年ですので、私が知るところの範囲でいけば、平成20年度許可分ぐらいからしか追っかけてないですね。合併してすぐの部分も全然わからなくて、平成20年ぐらいから工事、許可を出したところの手をつけてないところは一旦全部拾い上げて、国のほうにも報告をしてということで、こういった形で取り消しが出た分はずっと削っていくんですけども、もう旧町時代に許可を出した分は追い切らんでそのままにしてあります。だけん、今、議長が言われたとおり、日ごろの農業委員さんたちのパトロールで、こういった、怪しいなというところがあれば事務局のほうに言っていただければ、ちょっと調べて早急に対処していきたいと考えております。

○議長（小筏 正治君） いいですか。はい、どうぞ。

○委員（18番 大久保 信一君） それと、やっぱり、今、会長からも話があったように、申請があったところについて、今後はやっぱり、農業委員、推進委員についてもですね、気配りをし、そういう申請されてそのまま放置されないような状況にしてくれるよというこれで、中部調査会ではそういう話となっております。

○議長（小筏 正治君） この案件につきまして、ほかに、皆様方。鶴崎委員、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは、この問題はどこの地区でもあると思いますけれども、もし、農業委員が交代した時点ではですね、ほんならわからんと声があるとですので、引き継ぎちゅうことがなされない限り。ほいで、もう交代の何カ月か前なりは、こういうふうな転用許可が出てきた場合は、今度、新規になった人は、これは目が届かんと思います。そこのところは正直、事務局なり、近くの委員さんが協力してもらって指導してもらおうようにしなければならぬと思います。

○議長（小筏 正治君） ごもっともな意見だと思いますけど。

○次長（増富 浩彦君） 今の鶴崎委員のご意見ですけど、平成22年以降の許可分については、国のほうに報告もせんばい関係上、ずっと追ってますので、こういった感じで出てくることはないだろうとは思っております。1年に1回、工事進捗状況を送ってますので。

○議長（小筏 正治君） 今後、このような事態がなるだけ出ないように、農業委員、推進委員さん、また事務局あたりと気をつけていきたいと考えておりますので、ちょっと怪しいなと思ったところは、これは。はい、どうぞ。

○委員（14番 松尾 茂敏君） 合併前か合併当初、各農業委員に許可をもらって家を建てるかどうか、それを確認してくれろって、そういう指示が1回あったと思います。それで、私も近くの家にその確認をしに行ったとをまだ覚えておるんですけど。そういうことが1回ありました。

○議長（小筏 正治君） 何年前んとはなかなかわかりにくかところがあったんですけど、特にこういう案件が上がってきてますので、今後、注意して、皆さんと一緒に注意していきたいと思って

おります。

いいでしょうか、この件は。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第40号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、受付番号1番から2番については、申請どおり許可処分を取り消すということにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第5、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書11ページをごらんください。

議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定により許可を受けた事業計画についての計画変更承認申請があったので総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は12ページ、受付番号は2番です。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号2番については、計画の変更に伴い、同時に農地法第5条第1項の規定による許可申請が出されておりますので、一括して審議をしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議いたします。

議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書13ページをごらんください。

議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は15ページ、受付番号30番です。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東部調査会長、お願いします。

○委員（４番 東 康敬君） 議席番号４番、東部調査会長の東です。

農地法第５条第１項の規定による許可後の計画変更承認申請、受付番号２番及び農地法第５条第１項の規定による許可申請、受付番号３０番について報告をします。

申請者は学童保育施設等への転用を計画されております。申請地は農振白地、河川・宅地等に囲まれた生産性の低い、おおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。１９７番・１９８番は平成２８年１２月に既存施設である特別養護老人ホームの入居者の方のための公園・緑地帯での転用許可を受けていましたが、事業が着工されていませんでした。今回、その土地を含めての転用申請となっております。東部調査会では、今回の申請者が過去に転用許可を受けた事業の着手遅延、未着工について意見が出ました。過去の経過から、今回の申請が信用できるものかどうかいろいろ協議を行いましたが、許可相当と判断をしました。

議案第４１号、受付番号２番及び議案第４２号、受付番号３０番については、以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、議案第４１号、受付番号２番及び議案第４２号、受付番号３０番について、ご質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、議長。事務局から補足説明をします。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。事務局、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） この土地に関しては、実際、未着工があつて、まず、許可の変更があつて、それに伴つて次の土地も含めて事業をするということで伺ってきたんですが、まず、この学童保育ですけれども、この事業自体が全て自己資金でやられるという申請です。中身については、学童保育の施設に関しては、市の子ども支援課の委託事業の関係から、ハード事業の補助金申請を今されている状況だそうです。国・県・市の補助対象事業ということで、事前協議中なので、１０月上旬までには国庫補助の内示がある予定だそうです。基本的に、それがおりて、市に補助金申請をしていただき、市補助金の内示がおりれば、学童の施設については、入札し、工事着工するということです。ほかの部分については補助対象外なので、そちらはちゃんと自己資金でやるというような回答をいただいております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま、事務局より説明があつたわけですけど、いいでしょうか。おわかりになりましたか。はい、どうぞ。

○委員（１８番 大久保 信一君） 今、国・県、補助をして、それがおりたら市のほうの設計となるんですけれども、まだ確定がしていないわけですね。

○事務局（原田 誠二君） そうです。

○委員（18番 大久保 信一君） そしたら、もちろん確定ができる、補助金の申請がおりなかった場合は、全て自己資金で今回の転用をなされるという、こういう理解でいいわけですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 事務局からですけども、事務局も担当の農業委員さんと一緒に、ご本人にお会いしてその辺を聞きました。そしたら、一応、補助申請をして、補助がおりなかったらどうするんですかということであったんですけど、資料にも添えているように、自己資金でちゃんとやると。で、一応、その中で職員宿舎、ここは外国から職員を入れるということで、その研修とか何とか、契約も済んでいるので、ちゃんと建てますという回答でした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。ないようでしたら、次に進みたいと思いますけど。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、受付番号2番及び議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号30番については、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書は13ページをごらんください。

議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は14ページから、受付番号29番、31番、33番から37番の7件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号29番、31番です。

受付番号29番は、一般個人住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号31番は、太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、国道・鉄道・宅地等に囲まれた生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号29番及び31番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号29番、31番について、ご質疑ありましたらお願いいたします。どうでしょうか、29番と31番。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号33番から36番です。

受付番号33番は、畜舎兼堆肥舎用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地内の農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しました。農振軽微変更については、令和元年8月14日に完了しております。

受付番号34番は、畜舎及び堆肥舎用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地内の農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しました。農振軽微変更については、令和元年8月14日に完了しております。

受付番号35番は、駐車場用地へ転用する追認申請です。申請地は農振白地で、愛野支所から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しました。申請地は平成9年7月、旧愛野町が駐車場として無断転用したまま申請法人へ保育事業の経営移譲を行っております。

受付番号36番は、駐車場用地へ転用を計画されております。申請は農振白地で、愛野支所から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しました。

受付番号33番から36番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号33番から36番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は37番となります。

受付番号37番について、申請人は店舗用地への転用を計画されております。申請地は8月14日付の公告により農振除外されており、小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号37番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号37番について、何かご質疑がありましたらお願いします。37番について、ありませんか。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番の馬場です。別添2は、土地の単価なんか書いてないようですが、その点は、どうなっておりますか。

○議長（小筏 正治君） 土地の単価ですか。事務局、土地の単価だそうですけど。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、今、ちょっと資料のほうを確認しますので。済みません。

○議長（小筏 正治君） ちょっと、今、事務局のほうで調べに行かれましたので、待っててください。

○委員（6番 森崎 茂徳君） ちょっと事務局に聞いたかと。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。森崎委員、どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） この件で、道路の路肩の件も言うとしたけど、あれはまだ返事来とらんと……。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、ちょっとそれ、私、聞いてなかったの、ちょっと確認、一緒に確認させてもらってもいいですか。

済みません、お待たせしました。まず、金額のほうですけども、土地にかかわる経費、備品などを含めて340万円です。

○議長（小筏 正治君） 土地価格ですかね。

- 次長（増富 浩彦君）　そうです。はい。
- 議長（小筏 正治君）　340万。
- 事務局（原田 誠二君）　はい。
- 次長（増富 浩彦君）　経費も含めて。
- 委員（9番 馬場 保君）　経費全部たいな。
- 次長（増富 浩彦君）　手続の経費です。
- 事務局（原田 誠二君）　土地にかかわる経費、備品なども含めて340万となっております。
- 議長（小筏 正治君）　先ほど、森崎委員の質問に対してはどうになりました。
- 次長（増富 浩彦君）　今、申請中で。はい。
- 委員（6番 森崎 茂徳君）　わかりました。
- 議長（小筏 正治君）　いいですか。
- 委員（6番 森崎 茂徳君）　はい、オーケー。
- 議長（小筏 正治君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（小筏 正治君）　ほかにご質疑がないようですので、議案第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号29番、31番、33番から37番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

- 議長（小筏 正治君）　ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、議案第43号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

- 事務局（原田 誠二君）　議案書18ページをごらんください。

議案第43号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。議案書は19ページ、受付番号1番から、議案書36ページ、受付番号41番までです。

受付番号1番から23番については、貸借借権に係る案件。受付番号24番から33番については、所有権移転に係る案件。受付番号34番から41番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

- 議長（小筏 正治君）　それでは、議案第43号に対する質疑を行います。

まず、貸借借権設定に係る受付番号1番から23番について、ご質疑がありましたらお願いいた



します。1番から23番、貸借権ですね。はい、内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。

受付番号1番、2反で年60キロは、これで間違いなかったでしょうか。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか。事務局、どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 受付番号1番の、年に米60キロですね。これは確認したところ、これで間違いがないということです。

○議長（小筏 正治君） いいでしょうか。ほかにありませんか。ないようでしたら、次に進んでいいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転に係る受付番号24番から33番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。24番から33番、所有権移転ですね。ありませんか。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。

基盤強化法で購入されて、今、ここに25番の方が購入されているわけですけど、田んぼに関してはほとんど売とらすとでしようけど、基盤強化法で購入はされるんですけど、自分もそのまますぐ、やみで貸し飛ばすところがほとんどなんですよ。そうしたときに、基盤強化法での購入というのがいいのかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小筏 正治君） 今、内田委員の質疑にどうでしょう、事務局。買うとは買うけど、買うけど貸しとらすと……。

○委員（12番 内田 弘幸君） 全部……。

○次長（増富 浩彦君） まず、本来なら、中部調査会でそこら辺はきっちりと話をしてもらえたら、総会でいきなりそれを言われてもちょっと言いにくかところもあつとですけど。基本的にはだめじゃないかな。委員さんたちがそれを知とらすとやったら、基本的に認められないということでも構わないかなとは思いますが。

○議長（小筏 正治君） それ、よかつちゅうか、調査会でなからんばなかなかわからんですもんね。

○委員（18番 大久保 信一君） ちょっと話を聞く中ではですよ、畑を買って、水田とかえてつくりよつた話をちょっと聞いたんですよ。その基盤強化法で買うたか何か知らんとけども、畑を持つとるとは、水田とかえてつくりよると。だから、そういうとについて、やみという話があったとが、やみじゃなくて、自分で買うたなら正式に、やっぱり貸し借りをむすんだり、交換するような形ですのような指導はできんとですか。

○次長（増富 浩彦君） そうせんばでしょうね。

農業委員会としては、やみ小作は本当に禁止です。表に出して正式な貸し借りをしてください  
とって指導してもらおうとが正ですね。

○委員（12番 内田 弘幸君） ただ、基盤強化法で購入した場合ですたい、それをすぐに貸す  
となったとき、農業委員会の貸し借りで許可がどうなのかなと思います。

○次長（増富 浩彦君） まあ、広げ過ぎて手の回らんけんが人に貸すというような方法はよかつ  
ちなかですか。

○委員（12番 内田 弘幸君） 手続を踏めばな。

○次長（増富 浩彦君） はい、手続を踏めば。

やっぱり一作をつくってみて、余りちょっと手ば広い、例えばですよ、その土地を、畑をかう  
てあんま手ば広げ過ぎたけん、つくってみたけどもそこまでやっぱり、なかなかこう世話ばし切  
らんやったけん、この部分は人に貸してもよかろうかというば、正式な手続で上げてこらせば、  
そこば中部調査会の地元の委員さんでもんでもらって、つくらへんとなら人に貸して荒らかすよ  
りはつくってもろうたほうによかつちなかという結論が出れば、基盤強化法でも行けるとじ  
ちなかですか。

○委員（4番 東 康敬君） よかですか。昔、瑞穂町でもですね、ずっと買って、自分につくら  
ずに貸すという手法があったわけですたいね。かう人は経営基盤強化法で買えば手続きも簡単で  
メリットもある、そういうことがあって、上手に経営基盤強化法を利用して商売をするという人  
もおったわけですたい。しかし、何回もそれが出てくれば、調査会の中でわかってくるわけです  
たいね、地元の人たちは。その中では、出てきたときには、この人は、もうこういうことを言っ  
てかうけど、ほとんど貸しとるぞという形で調査会の中でそういう意見が出ればですが、審議を  
するというのでよかつちなかですか。

○委員（18番 大久保 信一君） 地元じゃなからんば、地元で近くのものじゃなかならわから  
んですもんね。強化法でそういうふうに、人に貸しとるかどうか、地元じゃなからんばなかなか  
出てこらんですよ。

○委員（17番 鶴崎 進君） かうて、おいがかうたけん、ほらばい、つくってよかぞっちゅう  
ぐらいで、やっぱりつくらしとらすとです……。

○委員（6番 森崎 茂徳君） それやったら3条でかうほうが良いのではないか。

○議長（小筏 正治君） この案件につきましても、今後、調査会でこの3条とか基盤強化の問題  
に対して真剣に取り組んでもらいたいと思います。

○委員（12番 内田 弘幸君） 中部調査会の案件ですけど、全体の話で聞いてもらいたいと思  
ってかうたんです。

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る受付番号34番から41番について、何

かご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないというようなことですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第43号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第8、議案第44号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書36ページをごらんください。

議案第44号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年9月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は37ページ、受付番号1番から、議案書39ページ、受付番号5番までの5件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第44号に対する質疑を一括して行います。ご質疑ございませんか。はい、どうぞ。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

38ページの3番ですね。この3番で、小作料が年10万5,000円という形でありますけれども、これは貸し人というのは3人いるわけですね。これは恐らく、小作料というのは違うわけなんですよ、これ、私がした分が2つあるからわかるわけですが、これをですよ、別々にというわけにはいかなわけですか。これ、3人まとめて年10万5,000円という形でしょう。

○議長（小筏 正治君） どうなってますか、そのあたりは。

○次長（増富 浩彦君） これ、別々に出とるはずですね、面積で出ますけんか、地番ごとに金額が、機構のほうに確認すればわかりますので。

○委員（4番 東 康敬君） それでしとかんと、この議案書には一括で、3人分が10万5,000円という金額が出とるじゃなかですか。これ、はっきりしとかんと、それもちやんと機構の

ほうははっきりしておるわけですね。

○次長（増富 浩彦君） そうですね。

○委員（4番 東 康敬君） はい、わかりました。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第44号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後4時25分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9月 5日

議 長

署名委員

署名委員